

人事行政の運営等の状況の概要を公表します

伊奈町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例に基づき公表したものの概要版です。
詳細については、町掲示板に掲示してあるほか、町ホームページでもご覧いただけます。

<http://www.town.saitama-ina.lg.jp>

固総務課 ② 2 2 2

① 職員の任免

平成23年度採用者

9名（一般事務職7名、教育公務員2名）

平成23年度退職者

9名（定年退職4名、自己都合等その他退職が5名）

一般行政職の級別職員数

平成24年4月1日現在

| 区分 | 標準的な職務内容 | 職員数(人) | 構成比(%) |
|----|----------|--------|--------|
| 1級 | 主事補 | 10 | 6.3 |
| 2級 | 主事 | 13 | 8.2 |
| 3級 | 主任 | 29 | 18.4 |
| 4級 | 係長・主査 | 44 | 27.9 |
| 5級 | 課長補佐 | 28 | 17.7 |
| 6級 | 課長・主幹 | 28 | 17.7 |
| 7級 | 統括監 | 6 | 3.8 |
| 合計 | - | 158 | 100 |

部門別職員数の状況

各年度4月1日現在

| 部門 | 区分 | 職員数 | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|-----|
| | | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | |
| 普通会計部門 | 一般行政部門 | 議会議務 | 3 | 3 | 3 |
| | | 総務 | 50 | 53 | 53 |
| | | 税務 | 19 | 19 | 19 |
| | | 民生 | 59 | 59 | 58 |
| | | 衛生 | 19 | 20 | 20 |
| | | 農水 | 5 | 5 | 5 |
| | | 商工 | 1 | 1 | 2 |
| | | 土木 | 22 | 22 | 21 |
| | | 計 | 178 | 182 | 181 |
| | | 教育部門 | 34 | 34 | 34 |
| 消防部門 | 50 | 50 | 51 | | |
| 小計 | 262 | 266 | 266 | | |
| 公営企業部門 | 水道 | 水道 | 9 | 9 | 9 |
| | | 下水道 | 5 | 5 | 5 |
| | | その他 | 17 | 16 | 16 |
| | | 小計 | 31 | 30 | 30 |
| 合計 | 293 | 296 | 296 | | |

職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時職員および非常勤職員を除いています。

特別職の報酬などの額

平成24年4月1日現在

| 区分 | 月額 | 期末手当 |
|----|-------|--|
| 給料 | 町長 | 770,000円 |
| | 副町長 | 646,000円 |
| 報酬 | 議長 | 322,000円 |
| | 副議長 | 257,000円 |
| | 常任委員長 | 244,000円 |
| | 議員 | 229,000円 |
| | | (支給割合) 6月期 1.90月分 12月期 2.05月分 合計 3.95月分 |
| | | 支給額の算定の際、算定基礎の加算措置があります。 |

② 職員の給与および定員管理等の状況

平成23年度人件費の状況（普通会計決算）

| 住民基本台帳人口 | 歳出額(A) | 人件費(B) | 人件費率(B/A) |
|-------------------------|---------------|--------------------------------|------------------|
| 42,990人 【H24.3.31現在】 | 104億1,753万1千円 | 23億2,780万4千円 (15億5,166万5千円) | 22.3% (14.9%) |

()内は、一般職分の内書きです。

平成23年度職員給与費の状況（普通会計決算）

| 職員数(A) | 給与費 | | | | 1人当たりの給与(B/A) |
|-------------|-----------|-------------|-------------|--------------|---------------|
| | 給料 | 職員手当 | 期末・勤勉手当 | 計(B) | |
| 265人 (2) | 9億6,024万円 | 2億2,075万2千円 | 3億7,067万3千円 | 15億5,166万5千円 | 585万5千円 |

()内は、再任用短時間職員の外書きです。

平均年齢・平均給料月額および平均給与月額

平成24年4月1日現在

| 職種 | 平均年齢 | 平均給料月額 | 平均給与月額 |
|-------|-------|----------|----------|
| 一般行政職 | 43.8歳 | 340,300円 | 414,900円 |
| 技能労務職 | 36.3歳 | 233,000円 | 265,000円 |

給与とは、給料に職員手当を含めたものです。
(期末・勤勉手当は、含まれていません。)

初任給額

平成24年4月1日現在

期末・勤勉手当の支給割合

平成24年4月1日現在

| 区分 | 月額 | | 支給割合 | |
|-------|----------|----------|--------|--------|
| | 大学卒 | 短大卒 | 6月期 | 12月期 |
| 一般行政職 | 178,800円 | 161,600円 | 1.225月 | 1.375月 |
| | 149,800円 | | 0.675月 | 0.675月 |

退職手当の状況

平成24年4月1日現在

| 勤続年数 | 20年 | 25年 | 35年 | 最高限度額 |
|-------|--------|--------|--------|--------|
| 自己都合 | 23.5月 | 33.5月 | 47.5月 | 59.28月 |
| 勸奨・定年 | 30.55月 | 41.34月 | 59.28月 | 59.28月 |

伊奈町は、一部事務組合の埼玉県市町村総合事務組合に加入しています。支給率は、この組合の条例で定められています。

地域手当の状況

平成24年4月1日現在

| 支給率 | 3% |
|-----|----|
|-----|----|

ラスパイレース指数の状況

| 19年度 | 20年度 | 21年度 | 22年度 | 23年度 |
|------|------|------|------|------|
| 97.5 | 98.0 | 98.1 | 98.5 | 99.1 |

ラスパイレース指数とは、一般行政職について、国家公務員の給料を100とした場合、当該団体の給料水準を表したものです。

③ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間の概要

- ・ 1週間当たり38時間45分
- ・ 原則毎週月曜日～金曜日
それぞれ午前8時30分～午後5時15分

休暇制度および種類

年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇および組合休暇

④ 職員の分限および懲戒処分の状況

平成23年度に分限処分を受けた職員は1人(休職)で、処分事由は、疾病加療のため、長期休養を要するものでした。

平成23年度において懲戒処分は、該当ありません。

⑤ 職員のサービスの状況

職務専念義務免除の状況

職員は、その勤務時間および職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用いなければなりません。一定の場合には職務に専念する義務が免除されます。

- (平成23年度実績)・人間ドックを受診する場合
- ・ 献血に協力する場合
 - ・ 消防団活動に従事する場合

営利企業等従事の許可状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ報酬を得ていかなる事業もしくは事務にも従事してはならないこととされています。平成23年度における許可件数は、0件です。

⑥ 職員の研修および勤務成績の評定の状況

研修の概要

町単独研修を実施したほか、彩の国さいたま人づくり広域連合および北足立北部共同研修会主催の研修に参加。(平成23年度)

職員の勤務成績の評定方法および活用方法等の概要等

勤勉さ、責任感、職務知識など13の測定要素からなる勤務成績報告書により評価。主任昇格選考試験に活用しています。

⑦ 職員の福祉および利益の保護の状況

職員は、埼玉県市町村職員共済組合の組合員となり、同組合で実施する短期給付事業、長期給付事業および福祉事業の制度を受けることができます。また、当町には一般職全員で組織する親睦会があり、そこに厚生事業を委託しています。

⑧ 公平委員会に対する措置要求等の状況

平成23年度は、勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申立てはありません。

伊奈町技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針

1 現状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢および平均給与

(平成24年4月1日現在)

| 区分 | 伊奈町 | | | | 民間企業 | | | |
|----------|-------|--------|----------|-----------|--------------|------------|-----------|----------|
| | 平均年齢 | 職員数 | 平均給料月額 | 平均給与月額(A) | 平均給与月額(国ベース) | 平均年齢 | 平均給与月額(B) | |
| 伊奈町 | 36.3歳 | 11人 | 233,000円 | 265,000円 | 250,531円 | | | |
| うち調理員 | 歳 | | | | | 調理士 | 41.7歳 | 271,400円 |
| うち用務員 | 歳 | | | | | 用務員 | 53.8歳 | 209,700円 |
| うち自動車運転手 | 歳 | | | | | 家用乗用自動車運転手 | 53.9歳 | 274,200円 |
| 国 | 49.5歳 | 3,689人 | 283,862円 | | 321,662円 | | | |
| 類似団体 | 48.7歳 | 15人 | 290,487円 | 318,629円 | 307,572円 | | | |

「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。(国および類似団体については、平成23年4月1日現在の年齢および月額です。)

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。(平成20年～22年の3年平均)

技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

技能労務職の内訳については、職員数が少なく個人が特定される恐れがあるため、公表しておりません。

(2) 年齢別職員数

| 区分 | 20歳～23歳 | 24歳～27歳 | 28歳～31歳 | 32歳～35歳 | 36歳～39歳 | 40歳～43歳 | 44歳～47歳 | 48歳～51歳 | 52歳～55歳 | 56歳～59歳 | 60歳以上 | 計 |
|-----|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|-------|-----|
| 職員数 | | 1人 | 1人 | 3人 | 4人 | 1人 | 1人 | | | | | 11人 |

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表について

伊奈町技能労務職員の勤務時間等、給与及び旅費に関する規則の給料表を適用しています。

イ 手当について

一般職に準じて、扶養手当・地域手当・住居手当・通勤手当・時間外勤務手当・期末手当・勤労手当を、それぞれ該当者に支給しています。

ウ 昇給基準

毎年4月1日を昇給日とし、前1年間における勤務成績に応じ4号給(57歳を超える職員にあっては2号給)を標準として昇給します。

2 これまでの取組内容

- (1) 国が平成18年度に実施した給料表の引下げに準じて、町の技能労務職員の給料水準を約2.3%引下げました。(平成19年度実施)
- (2) 勤奨退職者の退職時特別昇給制度を平成20年度から廃止しました。
- (3) 平成19、21、22年度と、3保育所の調理業務を民間委託しました。

3 今後の給与等の見直しに向けた基本的な考え方

職員の給料および手当については、人事院勧告を基に、埼玉県や近隣市の状況を勘案し、改定を行っていきます。現在、人事評価制度(能力評価)の実施を行なっています。将来的には、勤務成績を給与に反映するといった新たな昇給制度へ移行します。

4 今後の具体的な取組内容

今後、技能労務職員については、社会情勢の変化に対応すべく町としての将来を見据え、民間委託等への考慮もしつつ、行政サービスの質の低下を招かぬよう定員管理に努めてまいります。